2026.10.15

No.	大項目	分野	質問	回答
1	1.応募対象者	全般	文部科学省指定の学術研究機関でなければ申請できませんか。	文部科学省の指定の学術研究機関である必要はありません。大学、病院、研究所など、所属機関がe-Rad機関コード（e-Rad番号）を保有していれば申請可能です。 また、「研究開発代表者」は公募要領p.12に記載の応募資格を満たす必要があります。例えば、大学教員、研究者、医師等の医療職などが該当します。
2	2.研究実施体制	全般	「研究開発分担者」は承諾書が必要でしょうか。	所属が「研究開発分担機関」である場合のみ必須となります。「研究開発分担機関」ごとに作成してください（公募要領p.23)所属が「研究開発代表機関」であれば必要はありません。
3	3.提案書提出	分野2	我々の〇〇研究は分野２にあっていますでしょうか。	エントリーする分野については各研究開発チームで検討してください。公募要領p.3 2.1項※にあるとおり「複数技術を統合したシステム型の医療機器も対象です。主たる医療価値・最終製品像により応募分野を選んでください。」
4	1.応募対象者	全般	博士課程在学中で研究者番号は取得しているが応募は可能でしょうか。	研究者番号を取得しており、公募要項3.1応募資格者に記載の条件を満たしていれば応募は可能です。
5	1.応募対象者	全般	「研究協力者」は研究者番号の取得は必要でしょうか。	「研究協力者」は研究者番号を取得していない場合でも応募は可能です。研究開発分担者として研究に参加する場合は研究者番号が必要となります。
6	3.提案書提出	全般	本公募の最終段階として薬事承認は必須でしょうか。	本事業の求められる成果として研究開発期間終了時までに薬事承認取得を求めるものではありません。 公募要領p.9 2.3.4項では、将来の社会実装を見据え検討・整理すべき事項として、薬事の初期戦略の策定を示すことが求められています。
7	2.研究実施体制	全般	研究開発代表者が起業しなければならないでしょうか。	本事業の求められる成果として研究開発期間終了時までに「研究開発代表者」による起業は求めるものではありません。 将来的にスタートアップを立ち上げる意思やチーム体制（候補者）があることが重要です。 公募要領p９ 2.3.4項では、将来の社会実装を見据え検討・整理すべき事項として、起業又は事業化体制の確立に向けた経営チームの組成等、事業化に向けた進捗を示すことが求められます。
8	3.提案書提出	全般	応募時点で、研究開発におけるエビデンスはどこまで求められますでしょうか。	応募時点で、研究開発におけるエビデンスは求めておりません。
9	4.応募資格	全般	現在、大学に所属しており企業から研究費支援を受けているが応募は可能でしょうか。	応募可能です。 ただし、公募要領ｐ.35 Ⅱ-2.1.3項にあるとおり、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認するため、応募時に、現在の他府省含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況、現在の全ての所属機関・役職に関する情報の提供について応募時に関する情報を提案書に記入することにより、提供いただくこととなっております。